

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 19 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）

御中

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

ベースアップ評価料等に係る診療報酬請求について

ベースアップ評価料の届出に必要な様式や届出の方法等については、「令和 8 年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料に係る施設基準の届出について（周知）」（令和 8 年 4 月 24 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）においてお示ししている。

今般、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「入院ベースアップ評価料」、「歯科技工所ベースアップ支援料」、「調剤ベースアップ評価料」及び「看護職員処遇改善評価料」に係る診療報酬請求について、保険医療機関等より提出された施設基準の届出と請求内容に疑義が生じているところである。

令和 8 年 6 月及び 7 月診療分に係る診療報酬請求については、診療報酬改定に伴う対応が多岐に渡ったことを踏まえ、審査支払において特段の対応を行うよう、調整を図ったところである。

令和 8 年 8 月診療分以降の診療報酬請求に当たっては、上記事務連絡を参考としつつ、各保険医療機関等において施設基準の届出内容を改めて確認の上、適切な請求を行うよう、貴管下の保険医療機関等に対して周知徹底を図らねたい。